

低合金鋼鑄鍛鋼品の化学成分に関する事項

改正規則

鋼船規則 K 編

改正事項

低合金鋼鑄鍛鋼品の化学成分に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 5 章表 K5.1 及び 6 章表 K6.2 には、それぞれ鑄鋼品及び鍛鋼品の化学成分の規格値が規定されている。

このうち、低合金鋼鑄鋼品及び低合金鋼鍛鋼品（低合金鋼鑄鍛鋼品）に対する Cr, Ni, 及び Mo の規格値の上限値及び下限値の適用について一部不明確となっていたことから、それらを明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

低合金鋼鑄鍛鋼品として取扱う鑄鍛鋼品に対して、合金成分の規格値の適用が明確になるよう関連規定を改めた。

改正条項

鋼船規則 K 編 表 K5.1, 表 K6.2